

# 「第2回 理事会」開催報告



日時：7月16日(木) 午後2時～4時30分 テレビ会議にて開催(Zoom 使用)

出席者：本部 専務理事・藤間英雄、総務部長・横田節子、段位認定部長・土屋博一

Web 参加 理事長・中谷信一、副理事長・加藤 憲、山本 剛、板倉敏和

理事 北海道支部・山本良明、守田秀生 東日本支部・芳田時夫

首都圏支部・安井良博、腰原弘敏 中日本支部・原 秀夫(代理)

西日本支部・篠原美文、米田隆一

地域振興部長・赤羽章司 指導普及部長・井 敏朗

業務推進監・高谷晶美 広報渉外部長・谷端淳一郎

監事 廣澤幸雄、大野和則 オブザーバー 事務局 萩原敏彦

## 次第・議事

1. 理事長あいさつ 理事長・中谷信一

2. 報告事項

(1) 事務局

- ① 入会報告 1件 … 6月1日 しらさぎ蕎麦会(栃木県) 会長 尾島洋二
- ② 財務経過報告
- ③ 助成金申請 中小企業庁「持続化給付金」「家賃支援給付金」の申請
- ④ 役員登記について 事務局へ「就任承諾書」「印鑑証明」等の提出依頼
- ⑤ 専門チーム「アマチュアの定義分科会」のまとめ

(2) 広報渉外部 「全麵協通信・発行」「ホームページ・掲載」等の報告

3. 議事

(1) 広報渉外部 「全麵協会報10号」発行について

(2) 段位認定部 段位認定会・研修会・講習会「ガイドライン」について 【次ページ参照】

(3) 普及指導部 「支部公認指導員運用要領」について

(4) 総務部 「役員等互助会会則」について

(5) 研修センター事業 「本部技術向上(四段位)講座」「オンライン授業」について

(6) その他 「専門チームの今後の予定」「第3回理事会開催予定」「法人として古物商を営むことについて」「類似団体への協力会員の処遇について」

※ 議案はすべて原案通り承認されました。


## 「ガイドライン」の概要（次の①～③で構成されています！）

- ①新型コロナウイルス感染予防の基礎知識(正しく知ってシッカリ予防) = ②と③に共通  
 ②「そば道段位認定会」開催ガイドライン ③「研修会・講習会」開催ガイドライン

### ①正しく知ってシッカリ予防（全26ページから抜粋）

#### 新型コロナウイルス 正しく知ってシッカリ予防

##### 日常生活とそば打ち時の感染予防策



1 一般社団法人 全穂協


#### そば打ちの練習会のやり方は？

まずは緊急事態宣言の有無を含む社会の情勢を踏まえて、経済活動にあたらぬ**趣味のそば打ちが社会的に容認されるのか**を見極める必要があると思われます。

1. 緊急事態宣言下での活動自粛
2. 移動自粛を遵守して容認地区内での活動

そのうえで、以下の事項を周知・徹底することが求められます。

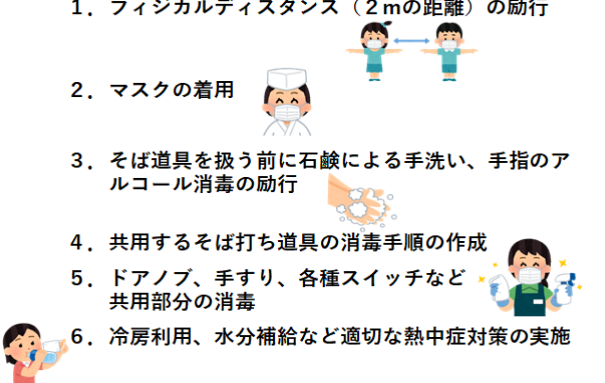
1. 体調不良者とその濃厚接触者の参加自粛
2. 施設の定める感染対策の遵守
3. 「3密」の回避
4. そば打ちでの感染予防策の励行



18 一般社団法人 全穂協

#### そば打ちでの感染予防策の具体策は？

1. フィジカルディスタンス（2mの距離）の励行
2. マスクの着用
3. そば道具を扱う前に石鹸による手洗い、手指のアルコール消毒の励行
4. 共用するそば打ち道具の消毒手順の作成
5. ドアノブ、手すり、各種スイッチなど共用部分の消毒
6. 冷房利用、水分補給など適切な熱中症対策の実施

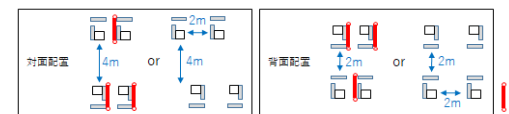


20 一般社団法人 全穂協

#### そば打ちをする時もマスクを着用するのですか？

次の条件を全て満たしている場合に限っては、マスクを外すことも可能と考えます。

- 1) 利用施設がマスクを外すことを許可している
- 2) 打ち台の間隔がAとBの両方を満たしている
  - A. 横と間に飛沫防止シート等が設置されている、または2m以上の間隔が確保されている
  - B. 打ち台が対面配置されている場合は前方4m、背面配置の場合は後方2mの間隔が確保されている。尚、後机を両側に配置することで4m・2mを確保したり、打ち台の配置を横1列とすることも可

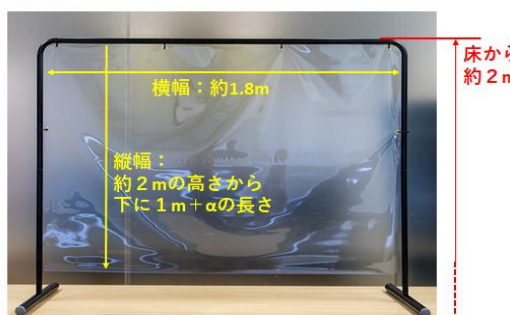


- 3) 打ち手は大声での会話を控え、咳エチケットを遵守する
- 4) 指導者はフェイスシールドとマスクを着用する
- 5) 指導者以外の人は打ち台に近づかない

21 一般社団法人 全穂協

#### 飛沫防止シートのサイズと形状は？

高さは床から約2m、シートは上部から1m+α必要です。横幅は約1.8m（脇机の長さ程度）が推奨されます。脇机に置く、天井から吊すなど形状は問いません。



22 一般社団法人 全穂協

#### 重要! 最後に

緊急事態宣言が解除され、県境を越える移動制限も緩和されました。しかし新型コロナウイルスが消滅した訳ではありません。また日本国内での新規感染者の発生状況には地域差がありますが、**今日まで新規感染者が発生していないことが、明日の感染者ゼロの保証にならない**ことは誰もが知っている常識です。ましてや人の移動が緩和された現状においては、いつ、どこで新規感染者やクラスターが発生してもおかしくない状況にあると言えるのだと思います。私たちはこの事実をシッカリと認識することが極めて重要です。

大切な人と自分自身を守るため、「自分も周囲の方も感染しているかも知れない」との意識を持ち、日常生活はもちろん、気心の知れた仲間とのそば打ち活動時にも、**必要な感染予防策を一人ひとりが励行しなければなりません**。人類の英知により必ずや以前の生活様式に戻る日が来ることを信じて・・・。

26 一般社団法人 全穂協

**ポイント** 「自分は感染しているかも知れない」という考え方で、感染の拡大防止策を心掛けることが大切です！

「ガイドライン」は、近日中にホームページで全文を掲載する予定です！

## ②with コロナでの「そば道段位認定会」開催ガイドライン(抜粋)

### 【ガイドラインの目的と位置づけについて】

社会経済活動とは異なる(一社)全麵協の活動において、新型コロナウイルス感染症のクラスター発生は社会的に容認されるものではありません。with コロナの状況下で段位認定会等の事業を実施するには社会的に適切と評価される感染予防策の徹底と不測の事態に備えた情報管理が必要です。そこでこの状況下で段位認定会の開催を検討する場合に**必要不可欠な対策をガイドラインとして提示**することとしました。現状では感染者の発生状況には地域差があることから、全麵協においても危機意識の地域間格差が生じています。しかし前述の通り本ガイドラインは必要不可欠な対策であることから**無観客での開催など全国一律に適用される事項**として位置づけられます。尚、開催に際しては**会場施設の利用ルールが本ガイドラインより優先**されますが、**施設ルールが定められていない事項については本ガイドラインが優先**されることとなります。また、今後新型コロナウイルスに関する新たな知見が得られた際には、下記認定会開催の判断基準を含めて本ガイドラインの見直しを行います。

### 【ガイドラインの構成】

1. 感染予防・感染拡大防止に関する事項：**3密対策、基本的感染予防策**
2. (一社)全麵協の社会的責任に関する事項：**不測の事態に備える仕組みの構築**

### 【ガイドラインの重みづけ】

1. (★) 遵守事項：統一的に遵守すべき事項
2. (○) 推奨事項：会場や運営方法などに応じて選択の幅のある事項

### 【具体的項目と内容】

1. 3密対策
  - 1) 会場・設備 … 「打ち台の配置と会場の広さ」「換気の可否」等6項目
  - 2) 運営方法 … 「全体の密の回避策」「交通手段の注意」等5項目
2. 基本的感染予防策
  - 1) 手洗い・消毒関係 … 「検温の実施」「手洗い・消毒」等6項目
  - 2) 運営方法 … 「備品等の安全管理」「審査員の選任」
  - 3) 役割別留意点 … 「受験者」「審査員」「スタッフ」
3. 不測の事態に備える仕組み
  - 1) 開催許可制度 … チェックリストの活用  
主催者はチェックリストによりガイドラインの遵守状況を  
支部経由にて本部事務局へ申告して開催許可を得る
  - 2) 情報管理 … 参加票の活用

## ③「研修会・講習会」開催ガイドライン … 省略

### 報告者の感想：

一時鎮静化していた「新型コロナウイルス」が再び感染拡大して、このウイルス対策の困難さを改めて実感しているところです。理事会では段位認定部が全国認定会専門チームと協力して策定を進めていた、「そば道段位認定会」「研修会・講習会」開催ガイドラインが協議を経て承認されました。会員が心待ちにしていた「ガイドライン」は、当ホームページに全文を掲載するとともに、各支部長宛に配布されるなど積極的な普及が図られます。

新型コロナウイルス感染の状況は予断を許しません。この困難に立ち向うスタートラインに立つことができた「第2回 理事会」になりました。 (報告：広報渉外部 谷端)